

公益社団法人私学経営研究会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、公益社団法人私学経営研究会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を大阪市淀川区西中島 6 丁目 1 1 番 2 5 号 第 1 0 新大阪ビル 7 0 1 号室に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、私学経営に関する調査研究等を行うことにより、私学の成長と発展に資し、もってわが国教育の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 私学経営に関するセミナー事業
- (2) 会誌及び私学に関する一般書籍の企画、編集及び頒布事業
- (3) 私学経営に関する相談及び調査・研究事業

2 前項第 1 号の事業は、主として大阪府及び東京都、同項第 2 号、第 3 号の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 会 員

(本会の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 私学経営に関心をもつ者で本会の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は法人
- (3) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で、社員総会の決議をもって推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出して、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、その結果を本人に通知する。

(経費の負担)

第 7 条 正会員及び賛助会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める次の入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 本会の入会金は、次のとおりとする。ただし、再入会のときは、入会金を免除することができる。

(1) 正会員 年額 50,000円

(2) 賛助会員 年額 50,000円

3 本会の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 150,000円

(2) 賛助会員 年額 150,000円

4 特別の理由がある場合は、理事長は、社員総会の決議をもって、入会金及び会費の減免をすることができる。

5 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

6 既納の入会金及び会費は、これを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。

(2) 会費を滞納したとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知する。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 1 1 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 1 2 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 1 3 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 1 4 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合又はその請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした正会員は裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
- 4 社員総会の招集は、開催 2 週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項等を記載した書面により又は正会員の承諾を得て電磁的方法等により、正会員に通知しなければならない。

(議長)

第 1 5 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故がある

ときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち理事長の指名した2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。なお、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事の同意を得なければならない。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他政令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他政令で定めるこれに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。また、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員

総会に報告すること。

(7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他の法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第26条 役員に対しては、その対価として、社員総会において別に定める「役員報酬等に関する規程」に基づいて算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除及び責任限定契約)

第27条 本会は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、非業務執行理事及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 第 27 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求でき、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、正当な理由がある場合を除き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類は、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を定時社員総会の日から5年間主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、正当な理由がある場合を除き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の書類は、毎事業年度経過後3か月以内に、行政庁に提出しなければならない。

4 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第38条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会の決議及び社員総会において総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合(本会の権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 4 3 条 本会の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補 則

(事務局)

第 4 4 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(細 則)

第 4 5 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の理事長は馬場優一とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 (令和 3 年 6 月 21 日)

1 定款第 7 条第 2 項、第 13 条、第 15 条、第 18 条、第 20 条第 1 項第 1 号、第 26 条、第 27 条、第 29 条第 2 項第 4 号、第 31 条の変更については、社員総会の決議があった日 (令和 3 年 6 月 21 日) から施行する。

附 則 (令和 4 年 5 月 27 日)

1 定款第 2 条の変更は、令和 4 年 5 月 27 日から施行する。

2 第 4 条第 1 項第 2 号の変更は、内閣総理大臣の認定を受けた日 (令和 4 年 月 日) から施行する。